

令和6年6月13日

入札参加希望事業者 各位

交野市企画財政部長

入札談合防止に関する本市の取組みについて

入札・契約事務の公平性、競争の公正性、手続きの透明性の確保、不正行為の排除などの観点から、本市では入札談合の防止に取り組んでいます。以下に、これまでの取組みや事例を記載しますので、談合防止に係る意識の向上への参考として下さい。

記

1. 本市の主な取組みについて

<制限付一般競争入札における対象範囲の拡大>

より公正な競争性を確保するため、幅広い案件で広く入札参加者を募ることができるよう、令和4年度より制限付一般競争入札の対象範囲を拡大しています。

<電子入札の導入>

入札参加業者等の接触の機会を減少させ、より競争における公正性を高めることができるよう、令和4年度より電子入札を導入しています。

<予定価格及び最低制限価格の事前公表>

官製談合や不正行為の防止を図る観点から、建設工事については、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行っています。

<指名業者の事後公表>

入札制度の透明性確保の観点から、入札結果と併せて、指名業者の事後公表を行っています。

<不正行為に対する厳罰化>

入札・契約に関する不正行為の排除を図り、厳正に対処し適切に運用するため令和5年度に、交野市建設工事等指名停止要綱に係る措置要件、期間等の見直しを行っています。

2. 不当な取引制限（カルテル・入札談合）の禁止について

入札談合は、国や地方公共団体などが発注する公共工事や物品等の公共調達に関する入札の際、入札参加者間で受注する事業者や受注金額等を決めてしまう行為であり、刑法や独占禁止法で禁止されています。

入札談合を誘発・助長させるような行為、入札談合を疑うような行為等が確認された場合につきましても、当該入札を中止し、関係事業者への聞き取り調査及び公正取引委員会への報告等を行います。

3. 入札談合の主な事例について

- ・入札の参加業者等が受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよう入札金額の事前調整等を行う。
- ・入札の参加業者等が受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよう入札金額の事前調整等を行うことについて、書面等にて合意する。
- ・入札等の参加業者が受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよう入札金額の事前調整等を行い、特定の業者、新規参入業者を受注させないよう入札妨害を行う。
- ・その他、公正な競争を阻害するおそれがある行為等

本市及び近隣市等で実際にあった事例

- 各種工事の設計、計画及び調整等の職務に従事していた職員が特定の法人に落札させようと企て、非公開の価格情報を漏洩した。
→公契約関係競売等妨害罪容疑で行政側、事業者側双方が逮捕された。
- 特定の事業者へ電子入札への参加に必要な電子証明書(ICカード)を預け、その事業者がまとめて他社の電子入札手続きを行った。
→関係者への営業停止処分等が行われた。
- 入札関係書類における疑義が生じた。
—入札関係提出書類と提出用封筒が異なる事業者のものとなっていた。
—複数者の提出書類、質疑内容等が通常考えられる範囲を超えて酷似していた。(誤記、特殊な表現など、内容以外の部分)
→入札中止及び関係者への指導等が行われた。

入札関係書類は、自身で責任を持って作成、提出して下さい。

本件に関する問い合わせ先
交野市 企画財政部 財務課
〒576-8501 大阪府交野市私部1-1-1
TEL:072-892-0121 FAX:072-891-5046
e-mail:zaisei@city.katano.osaka.jp